

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十九年十二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドラッグコスモス岡寺店

所在地 橿原市見瀬町六一五番一ほか

二 橿原市から聴取した意見の概要

1 環境関係

(一) 事業者は、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を防止するため、自己の負担において必要な措置を講じること。

(二) 廃棄物の減量化及び資源化に努めること。

(三) 事業活動に伴って発生した一般廃棄物（ごみ）（以下「事業系一般廃棄物」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い適正に処理すること。

(1) 事業系一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない廃棄物については、橿原市が定める一般廃棄物処理計画に従って分別し、保管する等適正に処理すること。

(2) 事業系一般廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、橿原市が許可する一般廃棄物収集運搬業者又は環境省令で定める者に委託すること。

(3) 事業系一般廃棄物を橿原市の処理施設にて処理する場合には、橿原市が定める一般廃棄物処理計画（一般廃棄物の区分及び処理施設への搬入の方法）に従い搬入すること。

2 開発行為許可関係

(一) 建築物の建築については、建築基準法に基づき、事前に手続を行うこと。

(二) 建築物の建築については、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、事前に手続を行うこと。

(三) 建築物の建築については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、事前に手続を行うこと。

(四) 橿原市開発指導要綱第四条第二項の規定により交わした、開発事業に関する協

定書の内容を遵守すること。

- (五) 給水申請書提出までに、水理計算書を橿原市上水道課へ提出し、メーター口径を確定すること。

- (六) 橿原市景観計画に留意し、周辺との調和に配慮すること。

3 教育関係

- (一) 奈良県青少年の健全育成に関する条例を遵守すること。

- (二) 開発区域周辺は、畝傍南幼稚園の幼児、畝傍南小学校の児童及び畝傍中学校の生徒の生活圏であるため、工事中及び開店後の物資搬入においては、警備員を配置する等幼児、児童及び生徒の通行の安全に対し、万全の配慮をすること。特に休日、夜間等において、青少年等の「たまり場」にならないよう留意し、青少年の健全育成に協力すること。

- (三) 今後、周辺幼稚園（こども園）、小中学校、PTA等から何らかの意見、要望等が出た場合には、現時点で予測できる問題であるかどうかにかかわらず、その都度誠意をもって話合いに応じること。

4 その他

大規模小売店舗立地法第四条第二項の規定に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を遵守すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十九年十二月十九日から平成三十年一月十九日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで